

令和3年度第3回農業委員会総会 議事録

1. 開催場所：令和3年11月8日（月）午後3時57分開会（定刻午後4時）
2. 場所：馬路村役場2階会議室
3. 出席者：川内みさ、岩田善稔、内原博信、小松寛史、井上博俊、小松博
4. 欠席者：湯浅雅文
5. 議題：①専決事項の報告について
②下限面積の変更について
③その他

6. 議事

（会長）

定刻より少し早いですが、全員がまいりましたので始めます。

2番 湯浅委員から欠席の申し出がありました。

定数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立します。

本日の署名議員は、1番 川内委員と3番 岩田委員にお願いします。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の伊吹さんを指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号

（会長）

では、日程第3 議案第1号、専決事項の報告につきまして事務局から説明をお願いします。

（事務局）

令和3年9月28日付けで岡林栄作さんから農地法第3条の3の規定により農地を相続したとの届け出があり、本件は会長の専決事項となりますので、確認のうえ、同日付けで受理をしました。

（会長）

議案第1号について、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

（会長）

質疑なしということですので、これで質疑を終わります。

これより議案第1号について採決いたします。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

(会長)

挙手、全員です。

それでは議案第1号については承認することとします。

議案第2号

(会長)

それでは、日程第4 議案第2号 下限面積の変更について協議を行いたいと思います。
事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第2号 下限面積の設定について説明をいたします。

第1回の農業委員会で、下限面積30aの変更につきましては、事案が発生した時点で諮ることとしていました。

今回、3条に関する申請の問い合わせがあり、譲受人が農地を所有しても30aに足りない事例が発生します。

このため、この会で下限面積の設定変更について議論をしていただきたいと思います。

下限面積につきましては、農地法第3条第2項第5号の規定内において市町村の区域の全部又は一部について、別段の面積を定めること等について規定されており、農地法施行規則第17条第1項で設定区域は自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であることとされております。第2項では、別段の面積の基準として単位はアールとし、その面積は10a以上であることとされています。

本会議では、設定区域を馬路村の全部とするのか、一部とするのか、また、その面積を何アールで設定するのかを議論していただきたいと思います。

決定後は農地法施行規則第18条に基づき、公示することとされておりますので、参考として、雛形をおつけしております。

(会長)

まず、設定区域についてご意見はありませんか。

村ででている、全体でいいのでは。

全体とするのか、馬路、魚梁瀬にするのか、ご意見をお願いします。

(委員)

他のところを見ても、わけているのは合併前の旧町村単位。

村でいいのではないか。

(会長)

地区としては、村で。

何アールにするのか、ご意見をお願いします。

今までも協議をしてきました。

下げるとしたら10aでいいのではないか。

(委員)

30aは大きい

村では1反あるのは数えると5つか6つ

今回、初めて検討をする。根拠をどうするのか。

(事務局)

農地法施行規則第17条第2項において、別段の面積の単位はアール、面積は10a以上であることとされています。1a単位も可能と考えますし、小数点で定めているところもあります。

(会長)

他に意見はありませんか。

他に意見がないようですので、これより議案第2号について採決いたします。

地区は村全体、下限面積は10aで、賛成の方は、挙手を願います。

(挙手、全員)

(会長)

賛成全員でありますので、承認することとします。

議案第3号

(会長)

日程第5 議案第3号 その他について協議を行いたいと思います。まずは事務局より説明をお願いします。

(事務局)

3条申請におきまして、必要な添付書類として、農地法施行規則第10条第2項第1号に土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る)、第10号にその他参考となるべき書類とされています。このその他参考となるべき書類は、農業委員会で決めることとなっておりますが、現在記録されたものがありません。このため、この会で決めていただき、

残しておきたいと考えています。参考までに申しますと過去の例では公図が添付されており、また他の市町村では位置の分かるものとされているところもあります。ケースにもよりますが、所有者が異なる場合には関係のわかるものなどが必要になると思います。

(委員)

登記書と公図でいいのでは。

(事務局)

原則、登記事項証明書と公図、その他は事案に応じてということとさせていただきます。

次に、高知県農業会議から全国農業新聞購読についてのお問い合わせがありました。県内の購読率は馬路村のみ0%です。

(委員)

農協の関係でとっている。

(事務局) それは日本農業新聞で、こちらは別で毎週金曜日発行のものになります。

以前はとっていた。

検討をするということ。

字大門の馬路村農業振興地域からの除外についての公告縦覧期間が11月22日で終了します。このことによる転用許可申請に対しての会議を22日以降に開催したいと思っておりますので、ご都合をお教えてください。

その他の件は以上になります。

(会長)

他にありませんか。

(意見なし)

これもちまして、これで本日の議案は全て終了しました。

それではこれもちまして、令和3年度第3回総会を閉会します。

ありがとうございました。

午後4時33分会議終了

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

馬路村農業委員会

委 員 川内みさ

委 員 岩田喜祐